

農地中間管理権の設定関係 ※(一括) 出し手 → 機構 → 受け手

1 各筆明細

整理番号	契約関係者		氏名又は名称		住 所	
	農地中間管理機構に権利を設定する者 (甲)		志茂 美穂子		岡山県津山市山北768-1	
	農地中間管理機構 (乙)		公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団		岡山市中区古京町一丁目7番36号	
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者 (丙)		榎田 将弘		岡山県津山市近長169-1 ボノボノシルフH101	

No	市町村名	所在	現況 地目	面積 ㎡	利用権の 種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支 払方法	利用権の 種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支 払方法	権利の設定をする土地 (A)		(B) に設定する権利 (B)		(C) に設定する権利 (C)			
																	(甲) 以外の 所有権その他の 使用収益権 を有する者 (D)	住所	氏名又は名称	権限の種類	同意印	備考		
1	吉見	津山市	田	2,573.00	使用貸借権	樹園地	令和5年11月1日	令和30年10月31日	0		使用貸借権	樹園地	令和5年11月1日	令和30年10月31日	0									
計				2,573.00					0円						0円									

※土地改良事業実施の可能性についての説明
農地中間管理機構が農地中間管理権を行っている農用地等については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

この計画に同意する。

農地中間管理機構に権利を設定する者 (甲) 住 所 (同上) 志茂 美穂子

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者 (丙) 住 所 (同上) 榎田 将弘